

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書について
本市議会は、政府等関係機関に対し別紙のとおり意見書を提出する。

平成27年6月24日提出

建設経済常任委員会
委員長 吉田 淳 基

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

政府は、平成26年12月16日の「経済の好循環実現に向けた政労使会議」（以下、「政労使会議」という。）において、引き続きデフレ脱却に向け、経済の好循環の実現を果たすとし、政労使として賃金上昇等による継続的な好循環の確立などの取り組みを進めることを合意した。

一方、今期春闘においては、業績回復が堅調な大手企業を中心に、昨年を上回るベアを含む賃金の引き上げが行われたが、経営が厳しい中小企業における賃金の引き上げは、一部の企業で行われたものの、いまだ回復途上にある。

このような状況を踏まえ、政府は、平成27年4月2日の政労使会議で、中小企業における賃金引き上げの環境整備を進めるとし、円安で原材料や電気料金の値上げに苦しむ中小企業が、値上がり分を大企業などとの取引価格に転嫁できるよう、政府や経済界が対応すること等の取り組みを進めることを合意した。

現在の神奈川県最低賃金の水準は887円であり、この水準を法定労働時間により年収換算すると約185万円余りとなり、生計を維持するには難しい水準と言わざるを得ない。

経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの約60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを全ての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要である。そして、その実現に当たっては、取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取り組みによる価格転嫁等の実効性を、いかに高めるかにかかっている。

よって、政府等関係機関におかれては、次の事項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定については、経済の好循環の実現のため、早期に行うこと。
- 2 中小企業・小規模企業者に経済の好循環を拡大させるために政労使会議（4月2日）で合意された「取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取組」による価格転嫁等の実効性を高めるために、強く経済界に働きかけを行うとともに、合意内容の履行状況についてフォローアップされること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月24日

藤 沢 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 }
厚 生 労 働 大 臣 } あて
神 奈 川 労 働 局 長 }